

提供年月日	令和2年5月19日
担当部課	健康福祉部健康推進課
担当者	山本・高田
連絡先	077-588-1788

令和2年度 4か月児健康診査の再開について

野洲市の乳幼児健康診査については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や守山野洲医師会の見解などにに基づき休止していました。

しかし、滋賀県が緊急事態宣言の対象区域を解除されたことから再度医師会等と相談した結果、4か月児健康診査については6月から十分な感染拡大防止体制を整えたうえで再開することとしました。

また、その他の年齢児における必要な乳幼児健診においては、再開に向けて調整がつき次第お知らせします。

1. 4か月児健康診査の再開日

乳幼児健診のうち、延期を決定していた4か月児健康診査（以下、4か月児健診）を6月4日から再開します。また、当面は、令和2年度当初乳幼児健診日として市民に周知していた他年齢児の6月実施日程を、4か月児の健診日とします。

※乳幼児健診の休止期間：令和2年3月2日～31日及び4月16日～5月31日

2. 早期再開の理由

- ① 5月14日に滋賀県が緊急事態宣言の対象区域から解除されたこと。
- ② 乳幼児健康診査は、母子保健法に基づき子どもの成長の節目の時期に実施しており、特に4か月児は乳児の発育発達が目覚ましく、保護者の育児に対する不安や心配も大きい時期であること。
- ③ 保護者からの相談件数も増えており、再開への期待や要望が多いこと。

3. 対象者への周知方法

対象者への個別通知と市ホームページでお知らせします。